

秋季全国火災予防運動

11月9日(月)～15日(日)

無防備な 心に火災が かくれんぼ

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、市民の皆様が火災予防の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

住宅火災 いのちを守る 習慣と対策

- 4つの習慣
    - ・寝たばこは、絶対やめる。
    - ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
    - ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
  - このくらいなら良いと油断しない。
  - 4つの対策
    - ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
    - ・家具や衣類からの火災を防ぐために防災製品を使用する。
    - ・火災を小さいうちに消すために、住宅用火災器等を備える。
    - ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。
- 付きましたか住宅用火災警報器**  
一般住宅でも住宅用火災警報器等の設置および維持が義務付けられています。

火災から守ろう命、付けよう火災警報器

そろそろ古くなってきたいませんか？



住宅用火災警報器の設置が平成18年6月に義務化され、そろそろ電池が切れる時期となります。

電池が切れた場合、住宅用火災警報器から電池切れを知らせる音がします。音声で知らせるもの、ピッピッピ：と音で知らせるものがあります。

普段聞きなれない電子音がご自宅でする場合は、住宅用火災警報器の電池切れの可能性がありますので確認してみてください。電池切れの場合には、販売店または製造メーカーに対処方法をお問合せください。

設置器具

煙式の住宅用火災警報器(警報器または、報知設備)で、日本消防検定協会NSマーク入りのものを推奨



取り扱い・販売

家電販売店、ホームセンター、スーパー等の防災グッズ売り場にて販売されています。

※要質な訪問販売に注意！

住宅用火災警報器の設置義務化を契機として、不適切な価格、無理強い販売などをを行う業者に注意してください。(クーリングオフの対象になります)

問合せ 消防本部予防課設備G

☎23-0419

行政 & 暮らしの情報



電話 ファックス ホームページ Eメール (各担当課のGはグループの略です)



お知らせ

国民健康保険一部負担金の減免

国民健康保険加入者の属する世帯が、災害や失業などの特別な事情により生活が著しく困難となった場合に、市では医療機関等の窓口で支払う一部負担金の支払いを免除、減額または徴収猶予する制度を設けています。

申請には収入や資産に関する証明書、生活状況申告書のほか、医師の意見書等が必要となります。

申請期限 減免の対象となる理由の発生した日から6カ月以内

適用期間 申請日から6カ月を経過した月の末日まで

問合せ 保険年金課国民健康保険G

内線2125～2129

平成27年度臨時福祉給付金 および子育て世帯臨時特例給付金の申請について

臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金の申請期限が12月1日(火)までとなっております。

該当されている方でまだ申請をなされていない方はお早めに申請してください。

なお、申請期限を過ぎてからの申請は受け付けることができませんので、ご了承ください。

問合せ

臨時福祉給付金

福祉課臨時福祉給付金窓口

☎22-3770

子育て世帯臨時特例給付金

児童課児童・保育G

内線2223・2224

特別整理期間・リサイクルのお知らせ

蔵書整理作業などを実施するため、図書館(神守公民館図書室、神島公民館図書室を含む)を次のとおり休館します。

特別整理期間 11月9日(月)～20日(金)

また、図書館で使われなくなった雑誌や本のリサイクルをしますので、ご利用ください。

リサイクル 11月21日(土)より、なくなり次第終了。1人5点まで。

問合せ 市立図書館 ☎25-2145

議場改修工事のお知らせ

本庁舎5階の議場内に、スロープを設置し、車椅子のまま傍聴していただけるように改修工事を行います。

また、あわせて5階トイレを多目的トイレに改修します。工事中、議会は通常通り行いますが、トイレが使用できませんので、1〜3階のトイレをご利用ください。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

工期 平成28年3月下旬まで  
問合せ 財政課管財・契約G  
内線23341・23342

平成28年津島市成人式

日時 平成28年1月10日(日)  
午前11時〜正午

場所 文化会館  
(午前10時15分より受付開始)

対象 平成7年4月2日〜8年4月1日生まれの方

その他

・該当する方には、12月上旬に案内状を送付します。  
・他市町村の成人式へ参加を希望する方は、該当の市町村役場等へお問い合わせください。



問合せ 社会教育課生涯学習G  
内線22000

選挙人名簿の縦覧

選挙管理委員会では、年に4回、選挙人名簿に登録される資格のある方を調査し、登録しています。今回12月2日に新たに登録される方は、満20歳以上の方(平成7年12月2日以前の出生者)で、市の住民基本台帳に引き続き3カ月以上登録されている方(平成27年9月1日以前に転入届をされた方)です。今回の登録に関し、次のとおり選挙人名簿を縦覧できます。

期間 12月3日(木)〜7日(月)  
午前8時30分〜午後5時

※市役所閉庁日を希望される場合は、事前にご連絡ください。

問合せ 選挙管理委員会(市役所3階総務課庶務G)内線23351

「神守中町地区」地区計画(案)の縦覧

地区計画等の案を定めるにあたり、次のとおり原案を縦覧できます。

縦覧期間 11月5日(木)〜19日(木)  
午前8時30分〜午後5時15分  
(土・日曜日は除く)

縦覧場所 計画建築課(市役所4階) または、市ホームページの「地区計画」をご覧ください。

その他

区域内の土地の所有者など利害関係を有する人は、縦覧期間内に、原案についての意見書を提出することができます。

問合せ 計画建築課都市計画・建築G  
内線24222

私立高等学校授業料補助

市では、学校教育法に基づき設置している私立高等学校に通学する生徒の保護者負担軽減のため、授業料の補助を行います。該当される方は、申請が必要です。

授業料の補助を受けることのできる方

・10月1日現在で私立高等学校(全日制・定時制)および専修学校の高等課程に在学している生徒であること  
・愛知県私立学校授業料軽減制度による決定通知を受けている方、それに準ずる方

・10月1日現在、保護者の住所が市内にあること

補助金額 年額1万円

受付期間 11月2日(月)〜30日(月)

申請に必要なもの

・申請書(学校の証明必要)  
・愛知県私立高等学校授業料軽減決定通知書  
※詳細は、市ホームページをご覧ください。

申請・問合せ 学校教育課学校教育G  
内線22603

個人事業税第2期分の納期限は11月30日(月)です

個人事業税は、個人で事業を営む方にかかる税金です。11月中旬に県から送付される納税通知書で納めてください。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

問合せ 西尾張県税事務所  
☎0586-4513169  
http://www.pref.aichi.jp/zeimu/

年末調整・青色申告決算説明会

日時 青色申告決算説明会 11月18日(水)  
午前9時30分〜11時30分  
年末調整説明会 11月19日(木)  
午前10時〜11時50分

場所 文化会館小ホール

e-Taxまたは国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用された方には、確定申告書および青色申告決算書等は送付されません。

確定申告書および青色申告決算書等が必要な場合は、国税庁ホームページから出力いただくか、税務署の窓口でお受け取りください。

問合せ 津島税務署 ☎26-2164

無料税務相談会

税金について心配なことがあります。お気軽にご参加ください。

日時・会場 11月14日(土) 生涯学習センター  
11月15日(日) ヨシツヤ本店

両日とも午前10時〜午後2時

問合せ 東海税理士会津島支部事務局  
☎23-0455

11月8日(日)は「あいち地震防災の日」

県は、皆さんの地震防災に関する理解を深めていただき地震防災活動のより一層の充実を図るため、毎年11月の第2日曜日を「あいち地震防災の日」と定めています。

この機会に、いざという時に慌てず行動ができるよう家具の固定の状況、食料、水、医薬品等の備蓄物資、防災用具の点検、避難場所の位置および避難経路、災害時での家族間の連絡方法の確認などをしておきましょう。

防災は、「自分の身は自分で守る」が基本です。一人ひとりができることから始めて、いざという時に備えましょう。なお、市では、毎月第3日曜日を「家庭防災の日」と定めています。

※避難所一覧、非常持ち出し品チェックリストなど、市ホームページの「指定避難所・避難場所及び防災」もご覧ください。

問合せ 地域・安全課防災G  
内線22222



募集

市職員採用候補者

平成28年度採用予定の市職員候補者試験の二次募集を次のとおり行います。

採用予定職種

- ① 一般事務職
- ② 一般事務職(身体障がい者)
- ③ 技術職(土木・建築)
- ④ 技術職(建築士)
- ⑤ 消防職
- ⑥ 保育士・教諭
- ⑦ 保健師

受験資格

- ① 昭和60年4月2日以降生まれで、大学短大を卒業した方、または平成28年3月卒業見込みの方。
- ② 昭和55年4月2日以降生まれで、次のいずれにも該当する方。

◆ 大学・短大を卒業した方、または平成28年3月卒業見込みの方

◆ 身体障害者手帳の交付を受けている方。ただし、自力で通勤ができ、かつ介護者なしで職務のできる方

◆ 活字印刷文による出題および口述による面接試験に対応できる方

③ 次のいずれかに該当する方。

- ・ 昭和60年4月2日以降生まれで、大学短大を卒業した方、または平成28年3月卒業見込みの方で、土木課程または建築課程を専攻した方。
- ・ 昭和50年4月2日以降生まれで、大学短大を卒業した方で、一般土木施工管理技師の資格を有し、民間企業等で土木に関する実務経験が5年以上あり、採用後その経験が活かせる方。

④ 昭和50年4月2日以降生まれで、大学短大を卒業した方で、一級建築士の資格を有する方。

⑤ 平成2年4月2日以降生まれで、大学短大を卒業した方、または平成28年3月卒業見込みの方。

⑥ 昭和60年4月2日以降生まれで、保育士資格および幼稚園教諭免許所有の方、または平成28年3月取得見込みの方で、大学・短大を卒業した方、または平成28年3月卒業見込みの方。(この資格を所有している方または取得見込みの方に限る)

⑦ 昭和60年4月2日以降生まれで、保健師の免許所有の方、または平成28年3月取得見込みの方。

採用予定人数

- ① 2人程度
- ② ④⑤⑦各1人程度
- ③⑥各3人程度

試験日 第1次試験 12月6日(日)

第2次試験 12月13日(日)

提出書類

・ 市ホームページで確認または人事秘書課人事Gへお問い合わせください。

受付 11月2日(月)～20日(金)の午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)に左記へ。

問合せ 人事秘書課人事G(市役所3階)  
内線2311・2312

「第3期 津島おもてなしコンシエルジュ育成講座」の受講者

多くの市民や観光客などに対して、心のこもった接待を笑顔で実施でき、市の歴史・文化・風土・産業等を伝えることのできる、津島おもてなしコンシエル

ジュを育成します。

講座日時 11月14日～12月5日の毎週土曜日(全4回) 午後1時～4時

※11月28日(土)のみ午後3時まで

場所 市立図書館2階集会室

対象 高校生以上(市内外不問)

受講料 無料

募集定員 先着20人

講義内容

① おもてなしセミナー

講師 水谷三三氏(津島の観光大使)

② 津島の歴史文化

講師 黒田剛司氏(天王文化塾塾頭)

園田俊介氏(市立図書館副館長)

申込 11月6日(金)までに電話でお問い合わせ先へ。

※受付 午前10時～午後5時

定休日 毎週火曜日・第2水曜日

その他 全講義受講者を対象に、検定

を実施し、合格者には「津島おもてなしコンシエルジュ認定証」を授与。

主催 津島市

問合せ 津島市観光協会

「津島おもてなしコンシエルジュ育成講座事務局」(津島総合案内所内)

☎22-1900



▲第1期育成講座の様子

パブリックコメント  
皆さんの意見を募集します

津島市人権施策推進プラン  
(改訂版)案・津島市男女共同  
参画プラン(改訂版)案

「一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず男女が平等な立場で活動ができ、差別や偏見がなく、誰もがいきいきと暮らせるまちづくり」の実現をめざし、基本的な指針となる津島市人権施策推進プラン(改訂版)案・津島市男女共同参画プラン(改訂版)案を策定しました。

このプランをより良くするために、広く市民の皆さまからのご意見を募集します。

意見募集期間 11月16日(月)～30日(月)

公表方法 人権推進課、神守支所、神島田連絡所の各窓口、市ホームページ

「人権・男女共同参画プラン(改訂版)案」に関するパブリックコメント」においてプランの閲覧ができます。

意見の提出方法 ご意見のある方は、プランの内容をご確認の上、「住所」「氏名」「電話番号」「ご意見」を明記し、直接または郵送、FAX、電子メールにより人権推進課へ提出するか、神守支所、神島田連絡所に設置してある投函箱に投入してください。書式は自由です。  
なお、11月30日(月)必着とします。

提出先

〒496-8686(住所不要)

津島市役所人権推進課宛て

☎24-1791

✉jinken@city.tsushima.lg.jp

問合せ 人権推進課人権同和行政推進G

内線2271・2272

平成28年度学校給食用物資  
納入業者

募集期間 12月1日(火)～15日(火)

申請 所定の申請書に必要事項を記入の上、神守学校給食共同調理場へ。

添付書類

- ・保健所営業許可証の写し
- ・食品衛生監視票の写し
- ・納税証明書(市税など)
- ・登記事項証明書(法人のみ)
- ・事業所までの略図

指定基準

- ・市内またはその近郊に営業所を有すること
- ・後記「物資の指定品目」のうち、◎印の物資については、市内に相当規模の営業所を有する業者のみとする
- ・保健所発行の食品衛生監視票の総合点数が80点以上であること
- ・従業員の健康管理が十分に行われていること
- ・衛生上必要な施設を完備していること
- ・物資を指定する日時までには納入できること
- ・経営状態が良好であること
- ・納税義務が履行されていること

(市・県民税、その他市税や事業税の滞納がないこと)

物資の指定品目

◎青果物類、食肉類、卵類、麺類、豆腐類、こんにやく類、調味料類(酒、塩、ワイン、ソース、みりん、醤油、酢、味噌、砂糖)

・調味料類(前記以外の品目)、乾物類、肉加工製品類、水産練製品類、乳製品類、缶詰類及び添加物類、冷凍食品類、デザート類

納入指定期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日

その他 現在、納入業者として指定されている方も、平成28年3月31日で指定期間が終了しますので、申請の手続きが必要です。

問合せ 神守学校給食共同調理場

☎26-26200

大学生ボランティア

今年度、地域ぐるみで学校を支える応援団を各学区に整えようと、「津島市学校支援地域本部」を創設しました。現在、市では50人を超える学生ボランティアの登録があります。

募集期間 随時受付(月・木曜日の午前中に面接実施)

内容 子どもたちの学校生活に関わることを全般や授業・課外活動など多岐にわたる支援。

申込 津島市学校支援地域本部(津島市教育委員会内)

問合せ トータルコーディネーター 梶村

☎0800-7847-650-0

✉gakuboratsm@gmail.com

☎25-8748



あいちトリエンナーレ2016  
ボランティア

平成28年8月10日(水)～10月23日(日)内覧会を含む)に開催される「あいちトリエンナーレ2016」の各会場で活動していただく「ボランティア」を募集しています。詳細は、公式ホームページで確認ください。

☎http://aichitriennale.jp/

募集期間

平成27年11月1日(日)～12月28日(月)

受付 平日の午前10時～午後5時にお問い合せ先へ。

問合せ あいちトリエンナーレ2016

ボランティア事務局

☎052-9691-4591